

事務所通信発行によせて

運営委員長 弁護士 川崎 慎一

残暑厳しい折ですが、みなさま、いかがお過ごしでしょうか。

社会には、絶えず様々な法律問題が発生しており、その内容も刻々と変化しています。このような中で、私たちは、法律事務所という立場から、戦争のない平和な社会、基本的人権が守られ、一人一人が人間らしく生活できる社会の実現を目標としていますが、その実現に向けて、市民の暮らしに役立つ法律情報をタイムリーに発信することは、法律事務所の重要な役割と考えています。

ところで、当事務所では、これまで、毎年1回、新年に事務所だよりを発行してきましたが、これは年に一度ということもあり、所員の近況報告的な内容となっていました。また、年に2回程度、時宜に応じたテーマの学習会も開催してきました。目の前の講師から直接話を聞くことのできる学習会には大きな意義があると考えておりますが、他方、当日に日程のつかない方には情報が届かないという問題もあります。

そこで、事務所だよりの発行、学習会の開催に加えて、このたび、事務所通信を発行することとしました。事務所通信は年に2回程度の発行を予定しており、そこで法改正や新たな法律問題などについて、リアルタイムで情報提供、問題提起をしてゆきたいと考えています。

私たちは、今後も、地域の方々とともに、よりよい社会の実現に向けた様々な取り組みを行っていくつもりです。

今後ともよろしくお願いいたします。

有期労働契約について法律で定められました

労働契約を規制する法律としては、労働契約法や労働基準法がありましたが、有期労働契約（期間の定めのある労働契約）については、契約期間の規制があるほかは、必要以上に短い期間を定めることにより、反復して更新することにならないように配慮しなければならないとされているだけでした（労働契約法17条2項）。

しかし、一定期間しか雇用が保障されない有期労働契約は、労働者の地位を不安定にしがちであり、有期労働契約の内容等を法律で規制することの必要性は、かねてから指摘されていました。そのような中、本年8月3日、有期労働契約に関する労働契約法の一部を改正する法律案が国会で成立し（8月10日公布）、労働契約法に有期労働契約を規制する規定が設けられることになりました。

改正のポイントは3点です。まず、同じ使用者との間で締結された有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）への転換が認められることになりました（改正18条 公布日から1年以内に施行）。次に、これまで、有期労働契約の更新を使用者が拒絶できない場合（雇止め禁止）として、裁判例において、①有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状

態で存在している場合、②有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき合理的期待が認められる場合、の2類型が認められていましたが、これを法律で明文化することになりました（改正19条 すでに施行されています）。そして、有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないことになりました（改正20条 公布日から1年以内に施行）。

この改正については、通算の契約期間が5年に達する前の更新拒絶の誘発のおそれなど、問題点を指摘する意見も少なくありません。しかし、有期労働契約の規制のための改正であり、更新拒絶の禁止も法律で定められましたので、使用者の恣意的な更新拒絶を認めるものではないことは明らかであると思われま。そうではありますが、実際に法律が適切に適用されて初めて意味のある改正であったということができるとも確かです。労働の現場で、適切に改正法にのっとり契約が締結されているか、裁判の場で、適正な解釈適用がなされているか、しっかりと見守っていく必要があります。

弁護士 田中 浩介



全く不向きなのに、物理学の最前線の解説書を読むのが好きで、「光速を超えたニュートリノがある」（観測ミスだったようですが）とか、「ヒックス粒子が見つかった」（らしい）とか、「宇宙は暗黒物質やダークエネルギーに充ち満ちている」とかの類の話題が述べられている新書（勿論専門書ではありません）やテレビ番組をみます。

テレビの構成など「実に良くできている」と思います。よくまあこんな日常では到底うかがい知ることの出来ない極微細な諸現象を突き止め、積み上げ、生活の経験からかけ離れたイメージが創れ、それが理論と



弁護士
佐々木 新一

して共通の議論になるものだとあきれ感心しています。観測し、実験し、仮説を立て、批判し、再検証する。いつまで経っても「思い込み・期待し・理屈から事実を選び分けがち」な自分の姿勢を振り返る機会になります。遅きに失するのでしょうか。

事務局だより

当事務所には10名の事務局がありますが、その業務は細々とした事が多くそして実に多岐にわたります。とりわけ債務整理の事件に関わることは今でも多く、依頼者から直接事情を聞くこともあります。ところで債務整理の状況はここ1、2年で大きく変わりました。債務整理で借金を清算しても、仕事がない、病気だ、ということでこれからの生活が心配な人が多くなり、また生活保護を受ける人もかなり増えました。格差社会の広がっているといわれて久しいですが、これはもう格差社会どころではなく「国民総貧困化」ではないかと思ってしまうほどです。

今年6月に行なった事務所学習会では「子どもの貧困を考える」をテーマに、彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表理事であり、さいたま教育文化研究所事務局長の白鳥勲先生に講演していただきました。生活保護世帯の子どもたちの学習支援をとおして貧困の連鎖を断とうという白鳥先生の取り組みは実に情熱的で粘り強い活動です。きっとたくさんの苦労があるのだろうと想像します。しかしそれ

が文科省を動かして少人数学級の道が開かれるかもしれないというところまでできています。

事務局は少ない時間ではありますが依頼者と接することで世の中に起こっている困難を感じる仕事だと思います。困難なこの時代、福祉制度の知識やカウンセリングの知識も必要だなあと感じます。今まで以上に多くの方と連携していかなければならないと思う今日この頃です。

事務局 大内美紀



information

法律相談

当事務所では原則として毎日法律相談を実施しています。相談は初回無料ですのでお気軽にご相談ください。お電話にてご予約をお願い致します。

◆電話番号◆ **048-965-2600**
◆受付時間◆ 平日 午前9時～午後6時

キッズルームを用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。

<http://saitamatobu.mylawyer.jp>



埼玉東部法律

検索

